

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和6年5月2日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和6年2月16日（金）から同年3月17日（日）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいた御意見を考慮した結果とは別に、案の名称を「社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令案」に変更するとともに、案を一部修正している旨申し添えます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	<p>改正案そのものについては問題がないと考えるが、2点ほど。</p> <p>1、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を使っての変更申請等が公的個人認証等の電子署名を使用した申請と紙での申請での手数料がたった100円しか変わらないのは本人確認や各種手間・人件費等を考えたら安すぎる。オンライン推奨になっていない。せっかくの制度を活かすためにも、最低でも300円から500円くらいの差はつけるべきである。よって、オンライン申請の手数を下げるか紙での手数料を更に引き上げるべきである。</p> <p>2、変更申請でオンライン申請の場合は登録証がオンライン発行されるとの話であるが偽造防止対策は考えられているのか？</p>	<p>1点目につきまして、手数料の額は法律（※）の規定により実費を勘案して定めることとされており、オンラインによる費用削減効果とシステム運用費等を総合的に勘案して決めました。</p> <p>（※例えば社会福祉士については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第36条第2項）</p> <p>2点目につきまして、オンラインで変更届出を行った者にオンラインで交付する書類は、登録証ではなく、登録の変更を証する書類（「登録済証」）です。</p>

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。